

せたな町地域おこし協力隊設置要綱

令和6年10月1日
せたな町訓令第40号

せたな町地域おこし協力隊設置要綱（平成26年せたな町訓令第17号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。）に基づきせたな町地域おこし協力隊（以下「地域おこし協力隊」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 隊員 前条に規定する目的を達成するため、町長が委嘱する者をいう。
- （2） 指定課題解決型隊員 行政の課題解決、政策の推進に向け、行政と連携した活動を通じて地域の課題解決を目標として、地域とつながりながら活動する隊員をいう。
- （3） 事業所派遣型隊員 町内受入事業所（以下「受入事業所」という。）での活動を通じて、地域の経済活動の活性化に貢献することを目的として、地域とつながりながら活動を行う隊員をいう。

（委嘱）

第3条 隊員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- （1） 生活の拠点を、三大都市圏をはじめとする都市地域等からせたな町内へ住民基本台帳法（昭和42年法第261号）に基づく住民基本台帳登録を移した者（せたな町内において異動した者及び委嘱を受ける前に既にせたな町内に定住又は定着している者（既に住民基本台帳登録の異動が行われている者）については、原則として含まない。）
- （2） 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじむ意思のある者

（資格等）

第4条 隊員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者
 - (2) 心身ともに正常な状態で誠実に職務ができる者
 - (3) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条の規定に基づく普通自動車第一種免許を有している者
- （隊員の任用期間）

第 5 条 隊員の任用期間は、1 年とし、最長 3 年まで延長することができるものとする。

2 任用を延長する場合には、1 年ごとに任用期間を延長することとする。

3 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、指定課題解決型隊員については、委嘱を解除し、事業所派遣型隊員については、委嘱及び委託契約を解除することができる。

- (1) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 自己の都合により、申し出たとき。
- (4) 活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) 協議なく住所を町外に移したとき。
- (7) 受入事業所と事業所派遣型隊員の雇用契約が解除されたとき。

（隊員の活動）

第 6 条 隊員がおこなう「地域協力活動」とは、地域力の向上に資する次に掲げる活動をいう。

- (1) 地域資源（特産品・観光）の発掘、振興
- (2) 観光・商業の振興に係る支援
- (3) 農林水産業の振興に係る支援
- (4) 生活環境維持に係る支援
- (5) 移住交流事業の支援
- (6) 地域づくりに係る支援
- (7) 隊員の特性（技能・知識）に合わせた地域おこし活動
- (8) デジタルデバインド対策
- (9) 町内事業所等の新たな取り組み等に係る支援活動
- (10) その他必要な活動

2 隊員は、前項に係る週単位の行動計画及び日報を作成しなければならない。

（活動に関する経費）

第 7 条 町長は、前条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(任用の手続き及び服務等)

第8条 隊員の任用の手続き及び勤務条件等、服務の取り扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定課題解決型隊員 せたな町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(令和2年1月31日規則第1号)に準ずる。
- (2) 事業所派遣型隊員 せたな町地域おこし協力隊支援事業受入団体等募集要項及び受入事業所との協議により定める。

(守秘義務)

第9条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(町の役割)

第10条 町は、地域おこし協力隊の活動が円滑に実施できるように、次のことを行うものとする。

- (1) 地域協力活動に関するコーディネート
- (2) 配属先との調整及び住民への周知
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。